

静岡市自主防災組織防災資機材等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、自主防災組織を育成し、及びその活動を支援するため、防災資機材等を購入する自主防災組織に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地域の防災活動を行う町内会及び自治会並びにこれらが連合したものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、消火活動、救出活動、避難誘導、情報活動及び避難地運営上必要とされる防災資機材等（以下「資機材」という。）で、別表1又は2に掲げるものを購入する事業とする。

2 資機材には、原則として、自主防災組織名が明記されていなければならない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、資機材の購入費用及び名入れ費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

別表1に掲げるものを購入	別表2に掲げるものを購入
補助対象経費の2分の1に相当する額の範囲内で市長が定める額とし、20万円を限度とする（1,000円未満の端数切り捨て）。	補助対象経費の2分の1に相当する額の範囲内で市長が定める額とし、10万円を限度とする（1,000円未満の端数切り捨て）。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする自主防災組織の代表者は、防災資機材等購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災資機材等購入事業計画書兼予算書（様式第1号の2）
- (2) 見積書の写し
- (3) 自主防災組織規約
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、内容が適当であると認めるときは、防災資機材等購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条の2 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

（1）補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を保管しなければならないこと。

（2）補助事業により取得した資機材は、常に良好な状態で使用できるよう維持管理に努めること

（3）補助事業の遂行に当たっては規則及びこの要綱を遵守すること。

（4）前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

（補助事業の計画変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定後、第6条第1号及び第2号の記載事項に変更が生じたときは、防災資機材等購入費補助金交付変更申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）変更防災資機材等購入事業計画書兼予算書（様式第1号の2）

（2）変更後の見積書の写し

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更がやむを得ないと認めるときは、防災資機材等購入費補助金交付決定内容変更通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、防災資機材等購入事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、30日以内に市長に提出しなければならない。

（1）決算書（様式第5号の2）

（2）納品書の写し

（3）領収書の写し

（4）購入した資機材の写真

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、内容が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防災資機材等購入費補助金交付確定通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があった日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付申請の限度）

第12条 補助金の交付は、原則として一の自主防災組織につき1会計年度1回とする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">応急資機材</p>	<p>消火器 (消火器薬剤を含む。)</p> <p><u>バケツ</u></p> <p><u>砂袋</u></p> <p>ウインチ</p> <p>一輪車・台車</p> <p>無線機器</p> <p><u>ヘルメット</u></p> <p><u>ロープ</u></p> <p><u>ゴムボート</u></p> <p><u>とび口</u></p> <p><u>ペンチ</u></p> <p><u>土のう袋</u></p> <p><u>ビブス</u></p> <p><u>標旗</u></p>	<p>小型動力ポンプ</p> <p><u>水消火器</u></p> <p>リヤカー</p> <p>エンジンカッター</p> <p>車椅子</p> <p><u>スコップ</u></p> <p><u>ライフジャケット</u></p> <p><u>おの</u></p> <p><u>鉄線ばさみ</u></p> <p><u>なた</u></p> <p><u>雨衣</u></p> <p><u>防じんマスク</u></p> <p><u>腕章</u></p>	<p>消火器格納庫 (取付費を含む。)</p> <p><u>ホース</u></p> <p>バール</p> <p>チェーンソー</p> <p>ジャッキ</p> <p>AED (自動体外式除細動器)</p> <p><u>のこぎり</u></p> <p><u>掛矢</u></p> <p><u>水中ポンプ</u></p> <p><u>もっこ</u></p> <p><u>石み</u></p> <p><u>ゴム長靴 (踏抜き防止加工)</u></p> <p><u>革手袋</u></p>	<p><u>放水補助器具</u></p> <p>ハンマー</p> <p>担架</p> <p>組織用救急セット</p> <p><u>はしご・脚立</u></p> <p><u>チェーンブロック</u></p> <p><u>つるはし</u></p> <p><u>丸太</u></p> <p><u>くわ・すき</u></p> <p><u>ケブラー手袋</u></p>		
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">避難生活用資機材</p>	<p><u>仮設トイレ (トイレ用消耗品を含む。)</u></p> <p><u>防災用簡易ベッド</u></p> <p><u>間仕切り用板</u></p> <p><u>ビニールシート</u></p> <p><u>釜・かまど</u></p> <p><u>防災用毛布</u></p> <p><u>強力ライト</u></p>	<p><u>鍋・やかん</u></p> <p><u>カセットコンロ</u></p> <p><u>ポリタンク</u></p> <p><u>燃料缶詰・乾電池</u></p> <p><u>防災テント</u></p>	<p><u>浄水機 (ろ水機)</u></p> <p><u>拡声器</u></p> <p><u>コードリール</u></p> <p><u>携行缶</u></p> <p><u>ホワイトボード</u></p> <p><u>防災用マット</u></p>	<p><u>寝袋</u></p> <p><u>組立水槽</u></p> <p><u>ラジオ</u></p> <p><u>机・椅子</u></p> <p><u>発動発電機</u></p>	
		<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">感染防護資機材</p>	<p>マスク</p> <p>消毒液</p> <p>非接触型体温計</p>	<p>ニトリル手袋</p> <p>消毒噴霧器</p> <p>フェイスシールド</p>	<p>防じんゴーグル</p> <p>大型送風機</p>	<p>感染防護服</p> <p>空気清浄機</p>

(注)

- 1 可搬消防ポンプ (C-1 級以上) に係る資機材は除く。
- 2 名入れ費用を含む。

別表2 (第3条関係)

断水対策用資機材 避難生活用資機材	<u>モバイルバッテリー</u> <u>Wi-Fi ルーター</u> <u>避難所運営用パソコン端末</u> <u>避難所運営用タブレット端末</u> <u>蓄電池</u> <u>手押し井戸ポンプ</u>
----------------------	---

(注)

名入れ費用を含む。

様式第1号の2（第6条・第8条関係）

（変更）防災資機材等購入事業計画書兼予算書

1 事業の名称	静岡市自主防災組織防災資機材等購入事業	
2 事業目的の概要	自主防災組織の強化を図る一環として、地域の地震災害及び風水害対策を万全なものにするために防災資機材の整備を行い、これらを利用して平常時に各種訓練を積み重ね、災害時には自主的な防災活動を効果的に行うものとする。	
3 事業の種類	防災資機材等の購入	
4 資機材納入場所	所在地	静岡市
5 購入費	別紙 見積書のとおり	

収入の部

項目	金額	摘要
静岡市補助金	別表1の分 円	
	別表2の分 円	
自主防災会負担金	別表1の分 円	
	別表2の分 円	
計	円	

支出の部

項目	金額	摘要
資機材等購入費	別表1の分 円	
	別表2の分 円	
計	円	

（注）変更防災資機材等購入事業計画書兼予算書として使用する場合は、変更箇所を下線を引く等変更内容が分かるように記載してください。

様式第3号（第8条関係）

防災資機材等購入費補助金交付変更申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住 所

申請者 名 称

自主防災会

代表者（会長）の氏名

担当者・連絡先

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた防災資機材等購入事業
の変更について、承認を受けたいので、静岡市自主防災組織防災資機材等購入費補助金交
付要綱第8条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

事業名	交付決定額	変 更 増 減 額	交付変更 申 請 額
静岡市自主防災組織防 災資機材等購入事業	円	円	円

2 変更の理由

3 添付書類

- （1）変更防災資機材等購入事業計画書兼予算書（様式第1号の2）
- （2）変更後の見積書の写し

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名

防災資機材等購入費補助金交付決定内容変更通知書

年 月 日付けで申請のあった防災資機材等購入事業の変更については、
静岡市自主防災組織防災資機材等購入費補助金交付要綱第8条第2項の規定により次のと
おり承認したので通知します。

承認の内容

様式第5号の2（第9条関係）

決算書

収入の部

項 目	金 額	摘 要
静岡市補助金	別表1の分 円	
	別表2の分 円	
自主防災会負担金	別表1の分 円	
	別表2の分 円	
計	円	

支出の部

項 目	金 額	摘 要
資機材等購入費	別表1の分 円	
	別表2の分 円	
計	円	

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

防災資機材等購入費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した静岡市自主防災組織防災資機材等購入費補助金の交付について、静岡市自主防災組織防災資機材等購入費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

1 交付決定額 _____ 円
(別表1の分 _____ 円、別表2の分 _____ 円)

2 交付確定額 _____ 円
(別表1の分 _____ 円、別表2の分 _____ 円)